

# 新旧对照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（固定資産税の税率の特例）

27 固定資産税の税率は、当分の間、第20条第1項の規定にかかわらず、100分の1.58とする。

28 国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、当分の間、第20条第2項の規定にかかわらず、当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.79

第2年度 100分の0.948

第3年度 100分の1.106

第4年度 100分の1.264

第5年度以降の各年度 100分の1.422

29 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第27項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

30 町長は、附則第27項から前項までの規定について、平成31年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

31（略）

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

旧（改正前）

（平成28年度から平成30年度までの固定資産税の税率の特例）

27 平成28年度から平成30年度までの各年度分の固定資産税の税率は、第20条第1項の規定にかかわらず、100分の1.58とする。

28 平成28年度から平成30年度までの各年度分の国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は、第20条第2項の規定にかかわらず、当該家屋が登録を受けた日の属する年度の翌年度から次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

第1年度 100分の0.79

第2年度 100分の0.948

第3年度 100分の1.106

第4年度 100分の1.264

第5年度以降の各年度 100分の1.422

29 平成28年度から平成30年度までの各年度分の都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、第21条の規定にかかわらず附則第15項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（軽自動車税の税率の特例）

30（略）

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

新（改正後）

32（略）

33 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第36項及び附則第37項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

34（略）

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特定）

35 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初

旧（改正前）

31（略）

32 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第35項及び附則第36項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

33（略）

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特定）

34 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初

新（改正後）

回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 34 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧（改正前）

回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 33 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。